

AGE100RATING 事業実施要領

2019年1月

一般社団法人 人生100年時代協議会

第1章 総則

1. AGE100RATING 事業の目的

AGE100RATING 事業は、シニア（人生の後半）の充実への貢献度が高いと認められる商品（製品およびサービス、店舗含む。以下同じ）を「AGE100 商品」として認定することにより、商品の社会的価値に関する情報を広く提供し、シニアが自己の人生の後半をより艶やかに彩ることができる社会づくりに向けて、消費者ならびに消費者の行動を誘導していくことを目的とします。

2. AGE100RATING 事業の対象となる商品の基本的な要件

- 2.1. AGE100RATING 事業の対象となる商品は、シニアの生活に寄与する効果が高く、これを消費者に奨励することがシニアの人生を楽しく、健康に、アグレッシブにする と認められる商品とします。
- 2.2. AGE100 商品は、国内製品、外国製品を問わず日本国内で販売される商品で、AGE100RATING 事業が対象とする商品に該当し、かつ、第2章の手続きにより認定を受けたものに限られます。

3. AGE100RATING 事業の運営体制

- 3.1. AGE100RATING 事業は一般社団法人人生100年時代協議会（以下、「協議会」という）が実施します。
- 3.2. AGE100RATING 事業の適切な運営を図るため、「AGE100RATING 審査委員会」（以下、「審査委員会」という）を設けます。
- 3.3. 審査委員会は、シニアライフに関する専門家や有識者を含めた2000人のシニアによって構成され、AGE100RATING 事業及び AGE100 商品の認定に関する審議を行います。

第2章 AGE100RATING の認定

4. 認定要件

- 4.1. AGE100 商品の認定にあたっては、審査委員会が別途定める認定項目及び採点基準により、商品のシニアの生活に対する貢献度を数値化し、点数に応じて以下のとおり認定します。

80 点以上の場合 GOLD 認定

70 点以上 79 点未満の場合 SILVER 認定

60 点以上 69 点未満の場合 BRONZE 認定

60 点未満の場合 非認定

- 4.2. 審査にあたっては、審査関係者の意見と 200 以上の審査項目から商品の「人生後半への貢献度」を評価するとともに、商品・業界ごとによって、すでに公開されている他の認定機関等による評価の状況（ユニバーサルデザイン、エコマーク、特定保健用食品等）も加味して審査するものとします。

なお、ユニバーサルデザイン、エコマーク、特定保健用食品等を有している場合は、審査項目の大半をクリアしているため、自動的に GOLD 認定がされます。

5. AGE100 商品の認定

- 5.1. 次の要件を満たし、6.に定める必要な手続きを経た商品を、協議会が認定します。

5.1.1. その商品が、4.に定める認定要件を満たしていること

5.1.2. 申込者及びその商品の製造事業者（申込者がその商品の製造事業者でない場合）が、関係する法令を遵守していること

5.1.3. その商品の品質及び安全性が、関連する法規、基準、規格などに合致していること

- 5.2. 応募者またはその商品が本要領及び本事業に関する諸規定に違反した場合、その認定を取り消すことがあります。また認定作品が、知的財産権など第三者の権利を侵害するもの、安全性等の問題で社会的に損害を及ぼすものと公に判断が下された場合も、認定取り消しとなります。

6. AGE100 商品の認定手続き

- 6.1. AGE100 商品は、次の手続きにより選定されます。

6.1.1. 日本国内で販売される商品の製造若しくはサービスの提供または販売を行う事業者は、その商品の AGE100 商品の認定の申し込みを行うことができます。また、日本国内で販売・使用される商品の発注者は、特別仕様品であって発注者自ら使用又は無償で配布する場合に限り、その商品の AGE100 商品認定の申し込みを行うことができます。申し込みにあたっては、別に定める「AGE100RATING エントリー要領」に従うこととします。

6.1.2. 審査委員会は、4.の認定要件に基づき、認定申込があった商品の審査を行います。協議会は、その審査結果に基づき、商品を認定、または非認定とします。

6.1.3. 審査の結果は、概ね 1 か月以内に応募者に通知します。認定された場合には、協議会ホームページにその旨を掲載するほか、賞状及び副賞を贈呈します。

- 6.2. 6.1.のほか、審査委員会または一般社団法人人生 100 年時代協議会の発議に基づき、認定に係る審議の手順及び方針について、必要な事項を審査委員会の承認を得て別途

定めることができます。

7. AGE100 商品認定の有効期間

商品認定審査により、認定を受けた商品の認定の有効期間は、認定日から 1 年間とします。したがって、その後有効期限までの間に、いくつかの小改定が行われた場合にも、当該商品が審査時の認定要件を満たしている限りその認定は有効となります。

第 3 章 エンブレムの使用

8. エンブレムの使用申込

AGE100 商品の認定を受け、エンブレムを使用するにあたっては、認定取得者は一般社団法人人生 100 年時代協議会に事前に使用申込及び使用料支払を行うものとします。

9. エンブレム使用規定

エンブレムの使用にあたっては、別に定める「AGE100RATING エンブレム使用規定」を遵守するものとします。

10. エンブレムの商標権、他

「AGE100」、「AGE100RATING」、および「エンブレム」の商標権は一般社団法人人生 100 年時代協議会が保有しています。当協会は、エンブレムが不正に使用された場合には、使用契約の解除その他必要な法的措置をとることができます。また、AGE100 商品の認定後、認定基準に対し適合が維持されていない場合には、当協会は適切な是正措置を求めるとともに、場合によっては認定の取消を行うことがあります。

附則

本事業実施要領の改訂は、審査委員会の決議を経るものとします。

また、本事業に何等かの疑義があった場合は、一般社団法人人生 100 年時代協議会が審査決議するものとします。

2019 年 1 月 4 日 制定施行